

Q&A 消費税

インボイス制度

開始に向けて
準備すべきことは？



～ 目 次 ～

- 1. 事務所概要・自己紹介
- 2. インボイスとは？
- 3. 医療機関にどのような影響があるのか？
- 4. 新規開業や法人成りの際の注意点
- 5. まとめ

インボイス？



1. 事務所概要・自己紹介

事務所概要

- ・税理士法人馬服&パートナーズ
- ・1957年開業（開業66年）
- ・税理士4名・監査担当10名・総務経理システム担当2名(計16名:全員正社員)

講師自己紹介

- ・甲佐 敬(こうさ たかし) 延岡西高校出身
- ・平成25年 税理士登録、平成29年 馬服&パートナーズ代表社員所長就任
- ・南九州税理士会延岡支部、TKC全国会(九州会宮崎支部)所属
- ・令和元年7月 TKC九州会システム委員長就任
- ・TKC医業会計システム研究会、TKC総合医業研究会所属
- ・延岡東ロータリークラブ所属

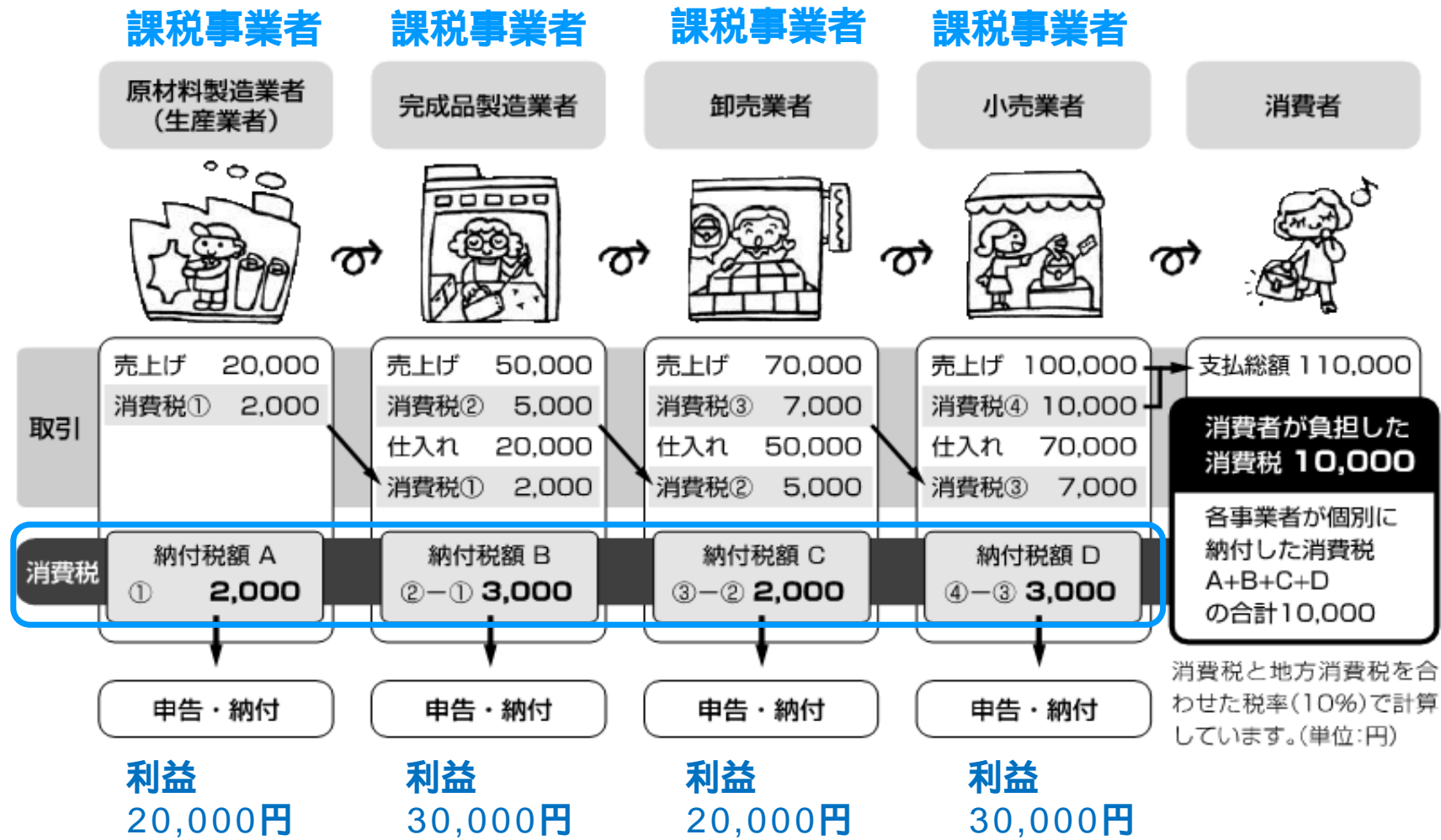
2. インボイスとは？

- 令和元年10月1日より消費税率が10%となり、同時に軽減税率8%がスタートしました。
この時より『区分記載請求書等保存方式』というものが4年間に限り開始されています。
令和5年10月1日より、いよいよ『**適格請求書等保存方式(インボイス制度)**』がスタートします。
「インボイス」とは、取引の相手方に消費税率や消費税額を正確に伝えるための領収書や請求書のことですが、その実態は、「消費税割引券付き領収書・請求書」です。

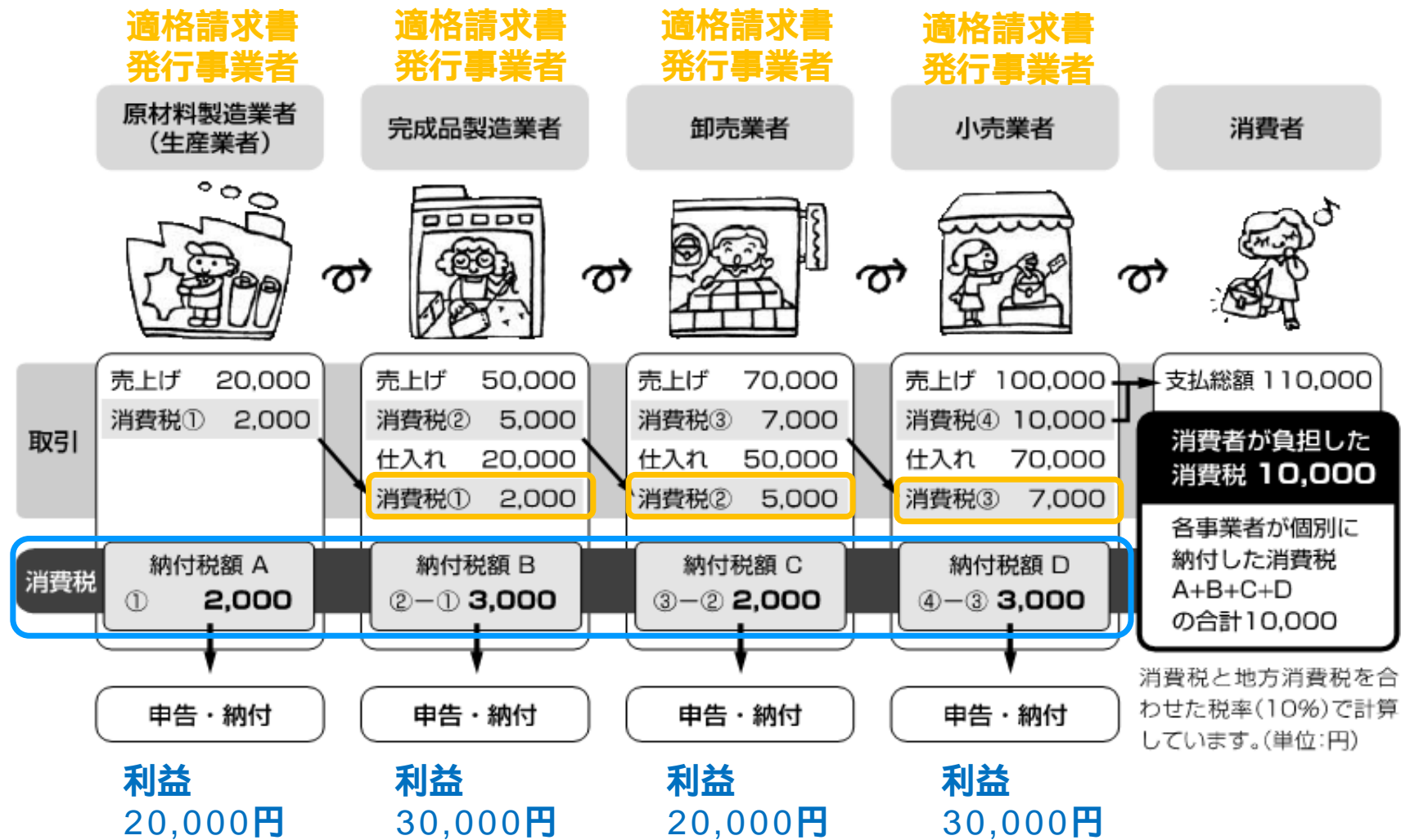
●ポイント●

- ①インボイスを発行するためには、**適格請求書発行事業者に登録**しなければなりません。
- ②適格請求書発行事業者に登録すると、国税庁から**登録番号**を付与されます。
- ③登録番号を付番した領収書・請求書からでないと、領収書等を受領した事業者は**仕入税額控除(※後述)**ができなくなります。
- ④適格請求書発行事業者に登録するためには、**消費税の課税事業者**でなければなりません。

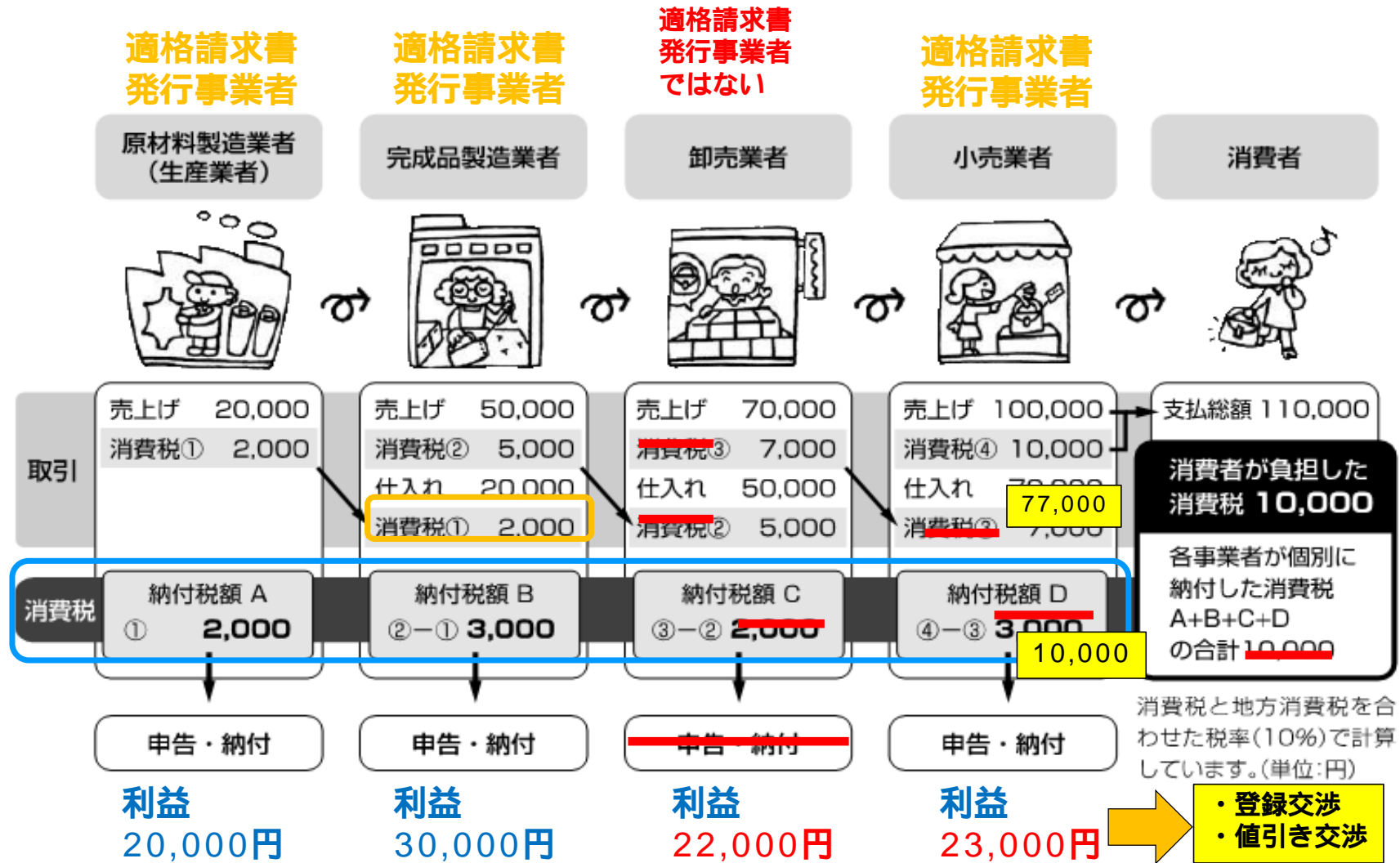
2. インボイスとは？ 消費税の負担と納付の流れ



2. インボイスとは？ 消費税の負担と納付の流れ



2. インボイスとは？ 消費税の負担と納付の流れ



〈インボイスと簡易インボイスの記載事項の比較〉

インボイス

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

簡易インボイス

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等または適用税率

2. インボイスとは？

○インボイス具体例 （請求書・領収書）

請求書

△△商事(株) 登録番号 T012345...
11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

スーパー○○ 東京都... 登録番号 T123456...
××年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
内 消費税額		¥24
10%対象		¥550
内 消費税額		¥50
* 軽減税率対象		
お預り		¥1,000
お釣		¥126

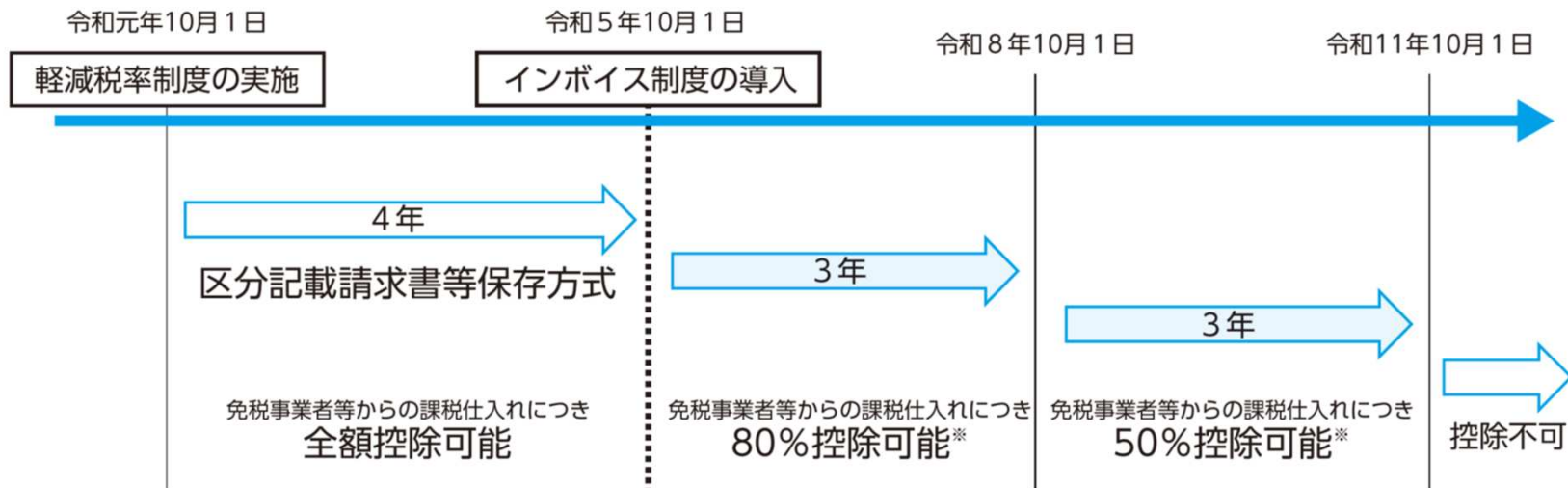
適用税率または消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

（出典：「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁（令和3年7月）、一部改変）

○インボイスの交付義務が 免除になるケース

- ① 公共交通料金（3万円未満）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売
- ③ 生産者が農協等に委託して行う農林水産物の販売
- ④ 自動販売機および自動サービス機での販売（3万円未満）
- ⑤ 郵便ポストに投函される郵便物

適格請求書発行事業者でない者からの課税仕入れに係る経過措置



※この経過措置による仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

（出典：「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁（令和3年7月）、一部改変）

2. インボイスとは？

令和5年10月1日、インボイス制度開始以降、何がかわるのか（2章まとめ）

- 適格請求書発行事業者でない者が発行する領収書・請求書から、仕入税額控除ができなくなります。
経過措置あり
 - ・令和5年10月1日～令和8年9月30日 8割の仕入税額控除可能
 - ・令和8年10月1日～令和11年9月30日 5割の仕入税額控除可能
 - ・令和11年10月1日以降 仕入税額控除できない
- 仕入税額控除ができる領収書、請求書(インボイス)を発行するためには、**国税庁から登録番号を発行してもらう必要があるが、要件として消費税の課税事業者でなければならない。**
- 医療機関が発行する領収書、請求書だけでなく、医療機関が受領する領収書・請求書に関してもインボイス対応がなされていないければ、医療機関は仕入税額控除を受けることができなくなる。

3. 医療機関にどのような影響があるか？

現在、消費税の課税事業者であるクリニック等

自由診療が多いCL(内科、小児科、産婦人科、歯科、美容外科etc...)など、

つまり、既に消費税の課税事業者(年間課税売上高1,000万円超)である場合

- 速やかに適格請求書発行事業者の登録申請を！
- 令和5年9月30日までに申請を済ませると、令和5年10月1日よりインボイスが発行できます。
注意！国税庁からの情報:現在、申請から登録までに約1ヶ月半かかるとのこと！
- 経費精算においてインボイスでない領収書を提出しても、仕入税額控除できなくなる。
仕入先等がインボイス対応か否か、しっかり確認することが必要。

3. 医療機関にどのような影響があるか

現在、消費税の免税事業者であるクリニック等

(消費税のかかる自由診療等が年間1,000万円未満)

十分な検討が必要！！

クリニック等が発行する領収書や請求書で仕入税額控除を行う患者は？

(例) 会社の指示で健康診断や予防接種を受ける従業員やフリーランスなど

➤インボイス非対応であれば、その領収書では仕入税額控除できない。

➤インボイス対応のクリニック等での受診に変更される可能性あり

➤その患者さんを逃さないために、あえて消費税の課税事業者になるか？

➤それとも一定数の患者が離れていくリスクを覚悟して、免税事業者として残るか？

経費精算での留意点

➔ インボイスでなければ仕入税額控除不可のため、相手方が
適格請求書発行事業者かどうか確認する必要があります。

院長、奥様（医療法人では役員）だけでなく、全スタッフが理解する必要があります。

- 個人タクシーの利用
- 個人商店からの仕入れ
- 個人が営業する店舗での飲食
- 店舗・駐車場の賃借
- フリーランスへの外注 など

【事例①】取引先に向かう途中、手土産を【事例②】出張先でタクシーに乗【事例③】居酒屋で忘年会



4. 新規開業や法人成りの際の注意点

新規開業時

新規開業時のメリット 消費税の免税期間(最長2年)

患者様に仕入税額控除を希望する層(インボイス発行)が一定数予測される場合、免税の恩恵を受けるか、あえて初年度から消費税の課税事業者を選択し、インボイスを発行するかどうかの判断を要する。

4. 新規開業や法人成りの際の注意点

医療法人設立時

医療法人設立時も消費税免税のメリットを享受できる。

➤既存患者層がある状況なので、仕入税額控除を希望する患者層がどのくらいあるのか予想はしやすい。

個人クリニック時代のデータを基に、免税の恩恵を受けるか、あえて消費税課税事業者となり、インボイスを発行するか検討が必要。

経理業務への影響

インボイス(適格請求書)に記載する項目が増えるため、**請求書のフォーマット変更やシステムの設定変更が必要**です。仕入を会計ソフトに入力する際にもインボイスを確認し、**誤って仕入税額控除**を受けないように注意しましょう。

販売管理・請求書発行システムの買替・更新 IT導入補助金も検討

会計システムの切替え

- ・ 仕訳の都度、適格請求書発行事業者か判定
- ・ インボイスからの仕訳の自動計上

IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい
働き方改革・コロナ対策を進めたい
全社的なDX(デジタルトランスフォーメーション)を進めたい

IT導入による生産性向上を後押しします。
まずはIT導入補助金をチェック。

✓ IT導入補助金
(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など
生産性向上に繋がるITツールの導入を支援します

※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等の中小企業等が対象。

事業類型	通常種		NPO 低感染リスク型ビジネス種	
	A類型	B類型	C類型 (低感染リスク型ビジネス種)	D類型 (テレワーク対応型)
補助 下限額・ 上限額	30万～ 150万円 未満	150万～ 450万円	30万～ 450万円	30万～ 150万円
補助率	1/2		2/3	
補助対象 経費	ソフトウェア、クラウド利用費、 専門家経費等		左記のものに加えPC・タブレット等のレンタル費用が対象	

※事業計画期間において、「給与支給総額が年平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を加点要件(一部事業者等については申請要件)とします。

令和元年度補正予算及び令和2年度第3次補正予算で
中小機構に措置





5 . まとめ

令和5年10月1日よりインボイス制度がスタートします。

インボイス(登録番号の付いた領収書・請求書)でないと、**仕入税額控除を受けられなくなります**
(受領した相手方の納める消費税が増えます)

インボイスを発行できる条件 **消費税の課税事業者**であること。

免税事業者が一度課税事業者になると、**2年間は免税事業者に戻ることはできません。**

スタートから6年間は、非インボイスでも**経過措置**あり。

5 . まとめ

課税事業者のクリニック

- ・インボイス発行準備(適格請求書発行事業者登録・対応領収書発行を含む)
- ・インボイス取得準備・・・対応怠ると消費税増加
 - 社内教育(インボイス取得ルール)
 - 社外教育(免税事業者に対する交渉)

免税事業者のクリニック

- ・適格請求書発行事業者の移行検討(課税事業者となるか否か)
- ・移行する場合、インボイス発行準備
(適格請求書発行事業者登録・対応領収書発行を含む)

これから開業・法人成するクリニック

- ・消費税免税のメリットを取るか、インボイス発行可能のメリットを取るか検討
- ・インボイス発行準備(適格請求書発行事業者登録・対応領収書発行を含む)

ご清聴、ありがとうございました。